

利胤

昌胤のあと、千葉介をついだのは子の利胤である。彼は、永正十二年（一五一五）乙亥八月五日生まれ、生母は後述の弟、胤富も同腹の金田右衛門大夫正信の女である。天文十五年（一五四六）家督を相続するが、二〇か月に満たないで、天文十六年乙未七月十二日、三三歳で他界している。この利胤の発給した文書が埼玉県鷲宮神社に所蔵されている。天文十五年（一五四六）九月十四日、古河公方のじゅうしんである豊前右京亮に上総国武射郡内の本柏村（現 松尾町本柏）を与える旨を記した文書である。この文書によって該地方が千葉氏の直轄所領になっていたことと、古河公方とも密接な関係で結ばれていたことがわかる。利胤もまた、死して海隣寺に葬られ、五輪塔に法名と没年を刻している。